

第16回 産業統計部会
議 事 録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第16回 産業統計部会
議事次第

日 時：平成21年4月6日（月）10:00～12:27

場 所：総務省第2庁舎6階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）特定サービス産業実態調査の改正について

（2）その他

3．閉 会

舟岡部会長 定刻までまだ若干の時間がありますが、メンバーの皆様おそろいですので、ただいまから「第16回産業統計部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題は、前回に続きまして、特定サービス産業実態調査の改正についてであります。部会は12時までを予定していますが、都合によって少し延びることがあるかもしれませんが、そのときにはお許しいただきたく願います。

本日も、審査メモの項目に沿って審議を進めていきます。

前回部会と同様に、各業界の有識者として、冠婚葬祭業で社団法人全日本冠婚葬祭互助協会総務部長の西尾様、リース業で社団法人リース事業協会企画部兼総務部課長の加藤様にお越しいただいております。後ほど、調査票及び調査事項等の審議に御参加いただき、それぞれの業界の実情などを含め、本調査についての御意見等をお聞かせいただく予定になっております。

それでは、皆様の御協力をよろしく願います。

なお、本日は、川本専門委員が所用のため御欠席です。

本日の配付資料の説明と併せて、4月1日に開催された前回部会の結果概要について事務局から説明をお願いします。

犬伏統計審査官 それでは、本日の議事次第の4、配付資料一覧を見ながら御確認いただきたいと思えます。

資料としては、資料1から資料2で、資料1というのは、前回の部会における各委員、専門委員からの意見について、調査実施者の方で回答をまとめたものでございます。

それから、参考資料といたして参考1から参考4。参考1というのが、事務局の方で前回の意見を問の形で整理したものでございます。

それから、本日の席上配付資料としまして、引き続き、審査メモ、それから、本日、審議協力者としておいでいただいております冠婚葬祭業、それからリース業の各業界有識者の方から資料をいただいております。

配付資料は、以上のとおりでございます。

舟岡部会長 お手元に資料が整っていますでしょうか。よろしいですか。

犬伏統計審査官 それでは、参考4をお開きいただきたいと思えます。4月1日に行われました第15回産業統計部会の結果概要について、簡単に御説明させていただきたいと思えます。

参考4の5の審議の概要のところでございます。

まず、前回部会におきましては、一番最初に、「調査対象業種の追加」について審議が行われました。その結果につきましては、今回、対個人サービス業7業種を追加する、これにつきましては、経産省が所管するサービス業はおおむねこれにより網羅されることになり、サービス業統計の充実にも資するというので、妥当であると整理されたところでございます。

それから、2点目でございますが、次に、「追加業種の調査票及び調査事項」、それから「調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定」につきまして、前回部会でいただいた意見等についての回答が調査実施者から行われまして、引き続き、「映画館」、それから「学習塾」、

「情報サービス業」の各関係業界の有識者から、本調査に関する意見聴取を行ったところでございます。

その後、審議が行われまして、調査票の調査事項の精粗の設定方法につきましては、調査実施者から修正案が提示されまして、その修正案で一応妥当であると整理されたところでございます。

それでは、以下、審議協力者との意見交換、それから、その後の審議における主な意見について簡単に御説明いたします。

まず、「映画館」の関係でございますが、映画館の関係につきましては、今回、映画館が本調査の対象業種とされることによりまして、「インターネットの受付割合」であるとか、「デジタルスクリーン数」であるとか、そういった新しい事項が把握されることになり、非常に有益性が高いという御指摘がありました。

それから、でございますが、本調査について、年間ベースで実態が把握できることになりまして、日々のオペレーションということではなくて、映画業界等におきまして中期計画を立てる際に、他業種がどうなっているか、そういう比較にも使えるということで、非常に期待しているという意見があったところでございます。

それから、「学習塾」の関係でございますが、「学習塾」という分類で調査をすると、大手の予備校が除外されるということは、市民が抱いている学習塾の全体像がなかなかつかめないことになるのではないかというような懸念もあったところでございます。

でございますけれども、本調査で、受験生区分として小・中・高という区分になっているわけでございますが、それについて、学年別に受講者数を取る必要はないのかという意見がございました。これに対して、業界の方からは、それはそれで非常にありがたいけれども、やはり全体として非常に多くの調査事項があるので、余り多くの要望については控えるべきではないかという意見もあったところでございます。

「情報サービス業」の関係につきましては、「主業」だけではなくて、いわゆる「従業」について把握すべきというような意見が提示されたわけでございますが、その従業の範囲について、どこまで把握するのが適当なのかという議論が行われたところでございます。

次に、それを踏まえて、各委員、それから専門委員における審議が行われたわけですが、その結果につきましては、まず、にございますように、調査事項の精粗の設定につきましては、名簿情報を用いて従業員数が4人以下であるか否かを判断して、プレプリントをして調査票を配布することは適当と考えるけれども、それはあくまでも母集団名簿が正確に整備されていることが前提なのだという意見がございました。

それから、学習塾の関係で2点意見をいただいております。「学習塾」について、まず、通信教育というのは時期尚早ということで前回、調査実施者の方で整理されていたところでございますが、今後進展が見込まれるということを考えれば、立ち上げ時から把握することが非常に有用なのではないか、経理事項など、その具体的な数字が取れないということであれば、その活動の有無だけでもとらえることは十分意義があるという意見がございました。

それから、学習塾等におきまして、フランチャイズであるかどうかということによって、広告

宣伝費等経理項目の調査結果が違ってくるということがございますので、フランチャイズであるかないか、その有無をとらえることは非常に有益であるし、そうすべきではないかという意見が提示されたところでございます。

でございますが、調査事項の設定につきましては、前回、調査実施者から調査事項を3段階に整理したものが提出されました。1階として業種横断的な調査事項、2階として時系列的な構造を把握する事項、それから3階として業態変化に応じた構造を把握する事項ということで、全28業種について整理されたわけですが、その整理自体はいいが、今後の課題として、地域別表章をするのはどこまでの範囲なのかということも合わせて視点に入れてほしいという意見があったところでございます。

それから、「映画館」の関係で、アニメーションを特出しで把握することにしているわけですが、この背景といいますか理由は何かということが問われました。これについて、調査実施者の方から、アニメーションというのはコンテンツ産業であって、今後、育成という観点からも非常に有益であり、経済産業省としても関心が高い事項であるので是非把握したいという意見があったところでございます。

私からは以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

以上のような結果概要の取りまとめでよろしいでしょうか。特段の異論がなければ、御了解いただいとさせていただきます。

それでは、審議に入ります。

まず、前回部会に続きまして、審査メモの2の(1)のA 基幹統計の作成目的に照らした必要性等の観点の中の(イ)追加業種の調査票及び調査事項について、及び(ウ)調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定についての審議を行います。

最初に、本日お呼びしています各業界の有識者の方々から、それぞれの業界全体の実情、業種特性の把握に必要な調査事項と集計結果、調査票の設計と内容、本調査の全体に対する意見などについて、お1人10分程度で御説明をお願いし、その後10分程度を質疑、意見交換の時間に充てたいと思います。

なお、各業界の有識者は、専門分野の質疑が終了した時点で御退席になりますので、質問等はそのつもりで時間内をお願いいたします。

それでは、まず、冠婚葬祭業に関して、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会総務部長の西尾恭一様から御説明をお願いいたします。西尾様、よろしくをお願いいたします。

西尾総務部長 皆様おはようございます。ただいま御紹介賜りました社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、西尾でございます。本日は、各界の有識者を前にして非常に緊張しております。

今、御紹介賜りましたように、私は、業界では有識者ではなくて、総務を担当している人間でございますが、業界に入りまして6年余りになります。いろいろなところへ行って、この冠婚葬祭互助会の内容等、いろいろ見学をしたり内容を把握してまいりました。本日は、皆様のお役に立てるようなことがたくさんあればいいなという思いで参りましたので、どうぞよろしくお願い

申し上げます。

舟岡部会長 どうぞお座りください。

西尾総務部長 それでは、失礼して、着席させていただきます。

それでは、順番に進めてよろしいでしょうか。

舟岡部会長 お願いします。

西尾総務部長 皆様方に配付しております、こちらの「全互協のご案内」というものがございますが、これに「冠婚葬祭の現況について」というものが4ページ、5ページにございます。こちらをまずご覧いただきまして簡単に御説明したいと思っておりますが、冠婚葬祭互助会と申しますのは、割賦販売法により許可を受けました事業者でございます。現在、全国に305社ございます。御存じのように、冠婚葬祭互助会というのは、加入者の方から月掛金と申しまして毎月、積み立てをしていただいておりますが、加入者からお預かりしているいわゆる前受金という形でございますが、現在、総額2兆2,259億円ほどになってございます。

この305社のうち、当協会、これから「全互協」と呼ばさせていただきますが、252社ございます。加盟率は約83%でございます。

この冠婚葬祭互助会と申しますのは、昭和23年に横須賀でこのシステムが誕生いたしまして全国に広がっていったわけでございます。昭和47年5月に割賦販売法が改正されまして、そのときに冠婚葬祭互助会もその対象事業とされて現在に至っております。

冠婚葬祭互助会のシステム、既に御加入されている方もいらっしゃるかと思いますが、毎月の一定の掛金を前受金、前払金としてお払い込みいただくことによりまして会員になり、冠婚葬祭の儀式に対するサービスが受けられるというシステムでございます。

お手元の全互協の御案内の5ページのところは、最終的に平成20年3月のデータでございますが、先ほど申し上げましたのは20年9月のデータでございます。

会員となることによりまして儀式のサービスを受けることができるわけですが、加入時に契約した冠婚葬祭の契約内容をいつまでも保証していただく、いわゆる永久保証というような形で受けることができます。最近よく言われております生前予約等のシステム、これがまさに冠婚葬祭互助会のシステムであるということが言えると思います。

また、冠婚葬祭以外に、人生における通過儀式でございますお宮参り、七五三、成人式、結納式、長寿祝い、法事・法要等、いわゆる「揺りかごから墓場まで」とよく言われますが、そのような通過儀式の中でも使用できるような互助会もございます。

加入者がいろいろ仕事の都合とか家庭の事情で他府県へ転居するような場合も、他の互助会へ移籍することができます。通常、保険とかではA社からB社へ移り変えることはできませんけれども、この冠婚葬祭互助会においては、A互助会からB互助会へ、エリアの違う他府県へ移籍することができるシステムがございます。

それから、続いてまいります、今が業界の説明ということでございます。これから、業界の現況でございますけれども、冒頭申し上げましたが、今、全国に305社ございます。最盛期には、昭和61年3月のデータでいきますと415社ございました。その後、景気等の影響で廃業をやむなく

される互助会もございました。毎年、多少減少傾向にございます。これを、廃業しているところへ加入している会員の加入者の皆様は、いわゆる近隣の互助会に会員移籍をしていただくというシステムを取ってございます。これは、消費者の権利保護のために、業界内で加盟互助会252社で対応してございます。

先ほど申し上げました前受金の残高の状況でございますが、5ページの一番下のところでございますが、平成20年3月では308社になっておりますが、現在305社、前受金の残高が2兆2,026億円ということでございますが、平成20年9月では、これは推計になりますけれども、2,368万口、2兆2,259億円という数字が出てございます。これから行きますと毎年2%前後の増加をしているということになります。

それから、売上の状況でございますけれども、冠婚は、少子化によりまして組数が減少してございます。特に、地味婚とかミニ婚と言われることで売上が減少している状況でございます。4ページに平成19年度で約72万組と書いてございますが、20年度は若干増えておりまして731万件と言われております。これは、もう既に離婚してしまいましたが、藤原紀香、陣内智則の結婚とか、沢尻エリカ等の結婚等で多少増えたと言われておりますけれども、冠婚葬祭互助会におけるシェアは約46%と言われておりますが、これも推計でございます。

それから、葬儀の方につきましては、高齢化に伴いまして、年々増加している傾向にございます。4ページのデータでは、亡くなられた方は約111万人と言われておりますけれども、20年度では114万3,000人というデータがございます。葬儀を施行するシェアでございますけれども、互助会では約70%と言われておりますが、これも推計でございます。最近では、施設も大型化して、非常に大きな施設をつくったところもございますが、昨今は、家族葬のようなささやかな葬儀を行う、いわゆる小さな葬儀を行う傾向が非常にございまして、売上に大きな影響を与えております。

以上が冠婚葬祭互助会の現況でございます。

まだ少しお時間はよろしゅうございますか。

舟岡部会長 では、あと少しなら。

西尾総務部長 あと、冠婚葬祭互助会において、割賦販売法による消費者の保護という観点から見ますと、この5ページの右側の上の方に書いてございます、割賦販売法による消費者の保護、皆様方からお預かりした前受金は、2分の1以上を保全することを義務づけられております。そのほかにも、協会として消費者の権利保護のために制度をいろいろつくっております。平成2年には、互助会管理者の役務保証機構制度を発足させております。あと、自主ルールとして、企業内の積立金制度、これが平成8年でございます。あと、儀式安心ネットワークを平成12年に発足して、近隣の互助会で災害等で施設が使えないときに、施設が使えるところで冠婚葬祭の施行を行うことができるようなシステムを構築いたしました。更には、平成21年1月でございますけれども、この御案内には書いてございませんが、役務保証機構を補完する意味で、契約者保護機構というものを新たに設立いたしました、発足してございます。

5ページの右下にございますように、消費者の相談センター、これは平成3年5月から設置し

てございまして、消費者の相談、苦情等に対応してございます。

以上が、冠婚葬祭互助会の現況でございます。御清聴ありがとうございました。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について、質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

出口委員 今見ていた資料の中でも、施設の保有とか、それからいろいろなサービスをするときの施設あるいはサービスの内製なのか外注なのかという状況ですね。斎場に関しては、自社保有というか互助会の保有率が非常に高いとこちらに書いてありますが、そのほかいろいろな部分の保有率あるいは外注率というのはわかっていらっしゃるのでしょうか。

西尾総務部長 お手元でございますが、今ご覧いただいたのは、この総合力調査という内容でございますでしょうか。はい。

これをご覧いただきますとわかりますように、互助会によっては、自社で施設を保有しているところ、それから、そうではないところは、いろいろな公営の施設がございます。私営とか公営の施設がございますが、そちらを活用して、提携いたしまして施行するということで、かなりいろいろなケースがございます。総じて、冠婚葬祭互助会においては、施設を保有しているケースが非常に高いと言われております。

舟岡部会長 出口委員、よろしいですか。

出口委員 それによって、何か経営上の差みたいなものは生じるのでしょうか。

西尾総務部長 経営上の差といいますと。

出口委員 保有ですから、当然、投資規模が大きくなるとか、あるいは外注の方が変化に対応できるとか、そういう問題が生じているのでしょうか。

西尾総務部長 自社で保有することによりまして、サービスの質を上げられるという点は一つあるかと思えます。ただ、施設を保有することによって、財政的な負担は非常に大きい状況にあるかと思えます。そのために、皆様方からお預かりする前受金の2分の1は保全を義務づけられておりますけれども、この保全の仕方もそこにシステムとしてございますが、3ページの右下にございますが、図を見ていただくとわかりますように、保証のための指定受託機関がございますが、2分の1が、いわゆる保全以外のところで使えますので、そういう施設の建設のためとか、あるいはその他、運営費用等に投資できるということで、この施設は、お客様にとっても非常に、いわゆる冠婚葬祭互助会というシステムの機能を果たしているのではないかと思われます。

ですから、財政的には非常に、他の葬儀業の方に比べると、ある面、資金繰り的には恵まれているところがあるかと思えます。

舟岡部会長 私からよろしいでしょうか。

まず、協会に加入している互助会が冠婚葬祭業全体の中でどういう状況になってきているのか。加入率や売上高等に占めるシェアがどうなっているのか。次に、互助会総合力調査の1ページにあります。会員に対する郵送調査の回収状況が、特に平成20年調査で非常に落ち込んできていますが、その理由が何なのか。それから、調査事項と関係して、互助会を利用した人が会員であ

るか会員でないかによって、当然、負担する費用が違いますが、その場合に、特サビの調査票において、会員については前受金をどういう形で処理して売上高等に組み入れているのか。

以上3点、教えていただけますでしょうか。

西尾総務部長 まず、1点目でございますけれども、これは、総合力調査というのは、3年に一度行ってございます。したがって、これは、以前は経済産業省の方でやられていたものを、これは、取りやめになったものを当協会が引き受けて、その後を継いで3年ごとにやっている内容でございます。

これは、調査会社に委託しまして、協会として全くタッチしていない状況でございますので、以前言われているように、我々も具体的に貸借対照表とか損益計算書等の協会への提出義務がなくて売上の状況が全くわからない、あるいは売上以外の財務状況が、恥ずかしいお話でございますけれども、協会ですべてつかめていない状況なのです。したがって、こういうような総合力調査という中で実態を把握していこうとしているのですが、3年前、6年前に比べて回収率が低くなってきたのは、我々としても非常に危惧しているところで、協力的でないところがございます。無記名でやってはいるのですけれども、協会には、どこの会社がどのような状況かというのは全く把握できなくて、調査会社に委託しているのですが、回収率が非常に低下したという状況でございます。この理由については、我々としても把握していないところで、大変申し訳ないのですが。

それと、前受金の処理は、冒頭申し上げました契約内容で、現状、多いケースでは月2,000円から3,000円の月掛金で、掛ける回数が100回前後、したがって20万円から30万円の積み立てをしていただくわけですが、その積み立てていただいた前受金、これは、すべて満期まで完納すればその額になるのですが、途中で施行するケースがございますので、積立額はかかった費用から控除してございます。要するに、積み立てた分については、例えば100万円かかったら、30万円積み立てた分は控除して、お客様から別途70万円をちょうだいすることになります。

舟岡部会長 その場合には、この調査に記入するとして、売上高にはその30万円を加えた額を記入することになるのでしょうか。

西尾総務部長 売上としてはその方がよろしいかと思えます。

舟岡部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

土屋専門委員、どうぞ。

土屋専門委員 2点教えていただきたいのですけれども、今回の調査の母集団サイズとして、冠婚葬祭業9,333となっているのですが、このうちの305社が互助会に加入しているという理解でよろしいのでしょうか。

西尾総務部長 葬儀業だけをとらえますと、これは届出義務も許可も必要なくて、失礼な話、皆様方は明日からでもこの葬儀業を行うことができるわけです。ところが、冠婚葬祭互助会業というのは、先ほど申し上げましたように、経済産業大臣の許可事業でございますので、許可を受けなければ営むことができませんので、全国的に今、9,300余りのお話がございましたが、305社が冠婚葬祭互助会で許可を受けている。それ以外のところの9,000余りでございますが、これは、

いわゆるまちの一般の葬儀業だけを営んでいる業者でございます。

土屋専門委員 わかりました。ありがとうございます。そうしますと、互助会に入っていないなくても、互助会を活用した葬儀なり披露宴とか、そういうものはあり得ることなのでしょうか。

西尾総務部長 葬儀なんかは、いつ発生するかわかりませんので待ったなしでございますが、この場合に、例えば、今日お亡くなりになられて、そのときに、たまたま近くに冠婚葬祭互助会がいて、そこに施設があって、その日に会員になって会員のサービスを受けられるということもございます。

あるいは、結婚式というのはなかなか、前もって予定がありますので、事前に会員になって、そういうサービスを、会員外と比べて優位なサービスを受けることができます。

土屋専門委員 調査票に互助会の会員なのかどうかという項目がないような気がするのですが、そういった項目は必要ではないのでしょうか。

西尾総務部長 この総合力調査では、会員なのか会員外の施行なのかというのがたしかあったかと思うのですけれども、それは、皆様方の御判断になるうかと思いますが、ただ、全体、冠婚葬祭業というとらえ方をすると、会員なのか、会員外なのかというのは、余り必要性があるのかどうかと。

土屋専門委員 調べても意味がないと。

西尾総務部長 いや、意味がないとは申しませんが、冠婚葬祭互助会の中で見ると、それは必要性があります。ただ、全体的に見たときに、葬儀業あるいは冠婚葬祭業という全体を見たときに、その必要性があるのかどうか。ただ、互助会に入っていますかどうかぐらいはいいかもしれませんが、全体を見たときに、そこまでの必要性があるのかどうかというのは、いかがでございましょうか。

土屋専門委員 わかりました。ありがとうございました。

舟岡部会長 岡室専門委員、どうぞ。

岡室専門委員 2点お聴きしたいのですけれども、1点は、先ほどの土屋専門委員の御質問に関することです。調査票には、年間取扱件数という項目の中で、例えば挙式、披露宴を何件扱ったか、その中で、冠婚葬祭互助会を活用した件数が何件となっております。これをぱっと見ると、例えば結婚式業者ですとか、あるいは葬儀業の方が、ある方から仕事を請け負って、それを冠婚葬祭互助会に外注する、あるいは冠婚葬祭互助会の施設を利用するという形のパターンが恐らくここで想定されるのですが、そういったことがどのくらいあるのかどうかというのが第1点です。要するに、一般の葬儀業とか婚礼業者による互助会への外注といったことが1点。

もう一点は、今度は利用者の視点ですけれども、互助会に加入している方が、例えば、実際結婚するに当たって、恐らく互助会施設を利用するのが一般的なパターンでしょうけれども、互助会で提供している披露宴会場なり挙式会場よりも、私はこのチャペルがいいわとか、あるいはこの神社を是非使いたいという希望があった場合に、そういうことが可能なのかどうか。つまり互助会施設を使わない婚礼であるとか、あるいは葬儀もそうかもしれませんが、そういったものがどのくらいあるのかということをお聴きしたいのですが。

西尾総務部長 まず、1番目の御質問でございますけれども、これについても、先ほど申し上げましたように、この総合力調査で我々調べている範囲の中身しか全く把握できていない状況で大変申し訳ないのですが、そういう意味でいきますと、データがないのでちょっとお答えのしようがないところがあるのですが、通常、互助会の会員さんになられた方、加入された方は、大体その互助会の施設を使って挙式を行うケースが高いというふうには言われております。多少、地域性もございますけれども、私があるところで以前聞いたところでは、東北の方では80%ぐらいの加入者が施設を使う。ただ、大都市圏、東京とか大阪になりますと、結婚式に限っていいますと、いわゆる施設がたくさんございますので、例えば大きなホテルで、最近では外資系のホテルが東京にかなり進出してまいりまして非常に大きな売上を占めているようでございますが、やはり新しいところでやりたいという加入者の心理もございますので、互助会に加入していても、今おっしゃられたように、別な組織、新しい施設で結婚式を挙げたいといったようなケースもあるようでございます。

したがって、積み立てたお金はそのまま置いておいていただくか、解約をするというような形になってしまって、その施設が提携していれば、例えば貸衣装で使うとかということも可能でございます。そのホテルとかそういう施設と提携してやる、自分のところの施設を持っていないところは、そういうところと提携していますので、必ずその施設を使うことになりますので、そこは、いわゆる前受金は活用することができるのですが、提携していないところでは、それがちょっと不可能な状況でございます。

舟岡部会長 よろしいですか。

それでは、鈴木専門委員。

鈴木専門委員 この御案内の5ページのデータを拝見しますと、互助会の数としては減っていらっしゃるかもしれませんが、加入口数ですとか、あるいは前受金はおおむね伸びていらっしゃるということなのですが、ただ、この人口の構成とか、あるいは今、寿命が長くなっているという中で増えてきているところがあると思うのですが、この加入者の実数ですとか、あるいは加入者の年齢階層別というような調査は行われておられるのでしょうか。

西尾総務部長 最近、長く積み立てていくものですから、先ほどおっしゃったように、高齢化の方がいて、やはりずっとお預かりしているものですから、実は、我々も今、対策に苦慮しているところでございますが、今の御質問でいきますと、加入者の年齢が、葬儀の関係で言うと少し上がってきているようでございます。やはり平均寿命を比較すると、昔は低かったものですから、加入者のところが30代、40代の方が多かったのですが、最近では60代、70代の方が加入するケースが多いように聞いております。これは、データとしてはまだないわけですが、今、我々もそのようなことで、データの収集に努めているところでございます。それによって、加入と利用の状況のバランスを見ながら、これらについての対策を今検討しているところでございます。

鈴木専門委員 ありがとうございます。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。まだまだお伺いしたいことがたくさんあるかと思いますが、時間の都合もありますので、これまでとさせていただきます。

西尾総務部長 あと一つ、ちょっと参考によろしいでしょうか。

舟岡部会長 どうぞ。

西尾総務部長 簡単に申し上げます。

調査票の最後の一番右下のところに「葬祭ディレクターの数」ということで「1級取得者」というものがございますが、1級だけに限定されたというのは、これは何か理由があるのでしょうか。

舟岡部会長 これに対して実施者から一言。

経済産業省 これは、我々が承知しておるのは、1級、2級と設定されておりまして、1級の方は、サービス内容的には、質の高いサービスが提供できるということがあって、関心事項としては、やはり質の高いサービスをどのくらい提供できる者がいるのかというところを把握しておきたいということで、特に今回は、聴いているところでは、社葬というか、そういう大きな葬儀をきめ細かくできる方が1級の資格を所持しているということをお聴いております。一般的に、2級であると通常の葬儀というのでしょうか、そういうことを聴いておりますので、そこは、やはりきめ細かい、質の高い葬儀ができる者の配置がどのくらいあるかということをお今回把握したいということで、設定させていただいております。

舟岡部会長 いかがですか。

西尾総務部長 ありがとうございます。確かに、おっしゃる通り、1級の資格を取るの是非常にハードルが高くて、合格率も全体でいきますと5割前後というような、それで経験年数も求められますものから非常に厳しい条件になっていますので、確かに、今、室長がおっしゃったようなことは非常に重要かと思えます。

それ以外にも、実は、これは葬儀の方でございますが、婚礼の方ではブライダルプロデューサー資格制度というものがございまして、チーフ級とマスター級というものがそれぞれございます。チーフ級というと、いわゆる葬祭業の方で言うと2級、マスターというのは1級で、かなりレベルの高い資格になってございます。これらは、通信教育で行っているわけですが、もしマスター級の方が何人いるのかとか併せて聴かれると、婚礼の方もお役に立つのではないかと感じられました。

舟岡部会長 貴重な御意見ありがとうございます。検討させていただきます。

西尾様におかれましては、本日、御多忙の中、御出席いただき、大変有益な情報を提供していただきましてありがとうございます。今後とも引き続きよろしく願いいたします。

西尾総務部長 よろしくどうぞお願いいたします。また何かございましたら、互助会の方にお電話なりいただきましたら、お答えできるようにしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございます。

舟岡部会長 それでは、引き続きまして、リース業に関して、社団法人リース事業協会の企画部課長兼総務部課長の加藤建治様から御説明をしていただきます。加藤様、よろしくお願い致します。

加藤企画部課長 リース事業協会の加藤でございます。本日は、統計部会にお招きいただきまして、御説明する機会をいただきましてありがとうございます。

本日、お手元に「リース市場の動向」ということで、私どもの業界の現状について御説明した資料を配付させていただいておりますので、こちらに従いまして御説明いたしたいと思っております。

「リース市場の動向」ということで1ページ目に統計数字がございますが、その前に、私どもの業界の状況について、11ページ目に「社団法人リース事業協会の概要」というページがございますので、そちらで御説明したいと思っております。

私どもの協会でございますが、昭和46年に設立された団体でございますが、会員数でございますが、下にございます、これは08年3月末ですが、09年3月末では266社の会員が加入している組織でございます。

私どもの会員のリース会社でございますが、物品賃貸業の中でも総合リース業を主に営んでいる会社がほとんどでございますが、一部、子会社として自動車のリース業を営んでいる会社が入っているところでございます。

先ほどの冠婚葬祭互助会さんと違うのは、私ども、総合リース業といったところには法的規制は全くございませんで、そういう意味では、極端なことを言えば、定款上に「リース」と書けばだれでもできるというところがございますが、そういう意味では、我が国全体でリース業を営んでいる会社がどれだけあるかというのは、実はわからないというところがございますが、事実上、後ほど説明いたします取り扱いベースでいきますと、私どもの会員で日本のリースのほとんどをカバーしているのではないかと考えられるところでございます。

1ページに戻っていただきまして、「リース市場の動向」ということでございまして、1963年からリースの取扱高、設備投資額、民間設備投資額の推移、あとリース比率という数字が出ております。1963年から始まっているのは、これは、我が国にリースが導入されたのが1963年ということでございまして、ここから我が国のリース産業が始まったというところでございます。

ご覧いただきますとおり、60年代、70年代、80年代、91年まで、おかげさまで順調に成長を続けてきた産業でございますが、いわゆるバブル崩壊といった影響もございまして、90年代に関しましては、92年には業界で初めてのマイナス成長といったものを経験いたしまして、その後、プラスになる年、マイナスになる年ということで、90年代全体で通しますと、それまで2桁成長だったのが、平均0.5%という伸び率で非常に低成長という状況でございまして、2000年代に入りましても一進一退という状況が続けているところでございます。

横にリース比率というものがございますが、これは、我が国民間企業がリースにどれだけ設備投資をしているかという数字でございまして、ご覧いただけますとおり、先ほど申し上げました70年代、80年代にかけて、そのリース比率というものが上昇しまして、91年では7.43%、7%ぐらいまでは上昇してきた。ここで、一時期、リース産業の限界、リース比率が大体7%で止まっていたというところがございますが、その後、90年代に入りまして実は上昇しているというところがございます。ここら辺、いろいろな先生方にお聴きいたしますと、設備投資のウエートで、後ほど説明いたしますが、私どもは情報関連投資の取り扱いが大きいというところがございます

が、その設備投資に占める情報関連投資が増えてきているということもあって、リースがつかれてこういう比率で伸びてきたのではないかとされているところでございます。

こういったこともございまして、2000年代に入りまして、10%、10.14%、10%台に乗ったと思いきや、これがまた今度はマイナスに転じておりまして、先ほどの情報関連投資で言えば、皆さん御存じのとおり、非常にダウンサイジング化、もうハードウエアとしては数万程度のもになってきているということもあって、逆に、そういった部分で足を引っ張り始めているのではないかとされているところでございまして、2007年度では7.67%という数字、80年代後半から90年代の数値にまた戻ってきているところでございます。

ちなみに、アメリカですと、このリースの比率が30%とされているところでございます。あと、ほかの先進国で行けば、ドイツで20%、フランスで12~13%とされているところでございます。

2ページ目でございますが、どういったリース物件を私どもの業界で取り扱っているかという数字でございます。2007年度の数字で御説明いたしますと、先ほど御説明してまいりましたとおり、情報関連機器、情報通信機器とっておりますが、これが構成比で31.8%ということでございまして、これが90年代ではほぼ4割近くの構成比を占めていたところでございますが、今現在、30%強というような状況になっているところでございます。

そのほか、取り扱いで大きいところでいきますと、3項目の産業機械14.1%、8項目の商業用及びサービス業用機器で14%、こういった部分で取り扱いが多くなっているところでございます。

3ページ目でございますが、企業規模別・業種別のリース取扱高でございます。これは、リースを使っていらっしゃるお客様の属性でございまして、お客様が大企業なのか、中小企業なのか、官公庁なのかというものでございます。構成比で見ますと大企業が45.9%、中小企業が48.5%と、ほぼ同じような比率ということでございます。官公庁に関しましては5%ということで、これは、もともと官公庁関係は非常に少ない業種でございました。

下の業種別、これは、リースを使っているお客様の業種でございます。4項目でございますが、非製造業64.8%、製造業が24.7%ということで、非製造業のお客様に非常によく使っているところでございます。

4ページ目が、最近の足元の状況でございまして、2008年4月~2009年2月までの累計数字でございます。

私どもの協会では、月次でリースの統計を毎月、会員会社全数調査ということで公表しておりまして、前月分を翌月の25日前後に公表しているところでございます。今現在、2月分が出そろっているところでございます。

ご覧いただくとおり、すべての機種でマイナスというところでございまして、単月ベースで見ますと、実に21カ月連続マイナスという状況でございまして、特に、昨年5月ぐらいからの落ち込みが大きく、毎月ほぼ2桁落ちているところでございまして、昨今の景気状況を反映しているのではないかとされているところでございます。

後ほど御説明いたしますが、リース会計基準といったものが大きく変わったところでもござい

まして、これが平成20年4月1日事業年度から新しいリース会計基準が導入されているところですが、リース会計基準の導入の影響というのは、実はそれほど大きくはないかと考えているところがございます。むしろ会計基準の変更というよりは、先ほど申し上げましたように景気動向によるものが一番大きな要素ではないかと考えているところがございます。

会計基準に関しましては、その次のページから、簡単に御説明資料をつけておりまして、ポイントだけ簡単に御説明させていただきますと、リース取引の分類というものが出ておりまして、あと会計と税務処理というものが出ております。会計・税務処理の細かい点は説明を省かせていただきますが、私どものリース取引というのは、会計と税務、こういった制度の上に乗っかっている仕組みということでございまして、会計制度・税制度の変更は、取引自体の根幹を場合によっては揺るがす大きな問題ではございますが、先ほど申し上げましたとおり、統計上の影響は、正直言って余りないのではないかと考えているところがございます。

この会計基準で一番変わったところは、ここの真ん中にございます所有権移転外ファイナンス・リース取引。これは、実は先ほど、7兆円、8兆円の私どものリース取扱高のほとんどすべてが、この所有権移転外ファイナンス・リース取引と言われる取引でございますが、これが、下にございます売買取引に準じた処理ということに一本化されたということでございます。従前ですと、これが賃貸借処理というものが可能だったということでございます。

売買処理というのは、簡単に言ってしまうと、お客様サイドで、リースで物を借りていても、ユーザーサイドで固定資産を計上するというところがございます。リース会社サイドは、リース料を回収するリース債権、売掛金を資産として計上するという処理に変わったところがございます。ただ、ここにございますとおり、1契約300万円以下のリース取引と、非常に少額な取引は今までどおりの処理ということと、あと、中小企業に関しましても今までどおりの処理ということがございますので、会計基準の変更による影響というのは、正直申し上げましてそれほど大きいものではないと理解しているところがございます。

ちょっと飛ばしまして、10ページ目に参りまして、「所有権移転外ファイナンス・リース取引のメリット」というものがございまして、よく、先ほど申し上げましたリース取引の会計基準が変わって、リース取引のメリットが全くなかったのではないかとことを言われているところがございますが、私ども、いろいろお客様、多くの方にお聴きしているところがございますが、ここで言うように、書いてある事務省力化ですとか、コスト把握、設備導入時の多額の資金が不要、こういったメリットについては、引き続き残っているということもございまして、いわば、これは日本型のファイナンス・リースで、実はアメリカですとこういったメリットは全く強調されないところがございますが、従前から評価されていたようなメリットもございまして、先ほどの会計制度、税制度の影響はあるにしても、引き続き、ファイナンス・リースという仕組みは存続していくのではないかと考えているところがございます。

先ほどちょっと説明を省いてしまいましたが、オペレーティング・リースという新たな取引形態といったものへの拡大、これは、実はアメリカでは90%以上が今、オペレーティング・リースという形態が取られているところがございますが、そういったものへのシフトも今後考えられます。

あと、最近話題であるカーシェアリング、あれは、私どもリース会社の子会社で実施しているような取引形態でございますが、物を貸すといったことから、機能提供というサービス化、そういった方面へ今後シフトしていくのではないかと考えられるところでございます。

私どもの業界の現状と将来の展望のご説明は、以上でございます。

せっかくの機会でございますので、特定サービス産業実態調査の調査票を拝見しているところでございますが、私どもの業界で、この調査をどういったことに活用させていただいているかということを中心に御説明させていただきますと、やはり都道府県別にいろいろと分析をさせていただいているということもございまして、各都道府県での状況が唯一捕捉できる統計ということで評価しているところでございます。

調査内容につきましては、かなり古い段階から私どもの業界を調査していただいておりますので、特段、中身について御意見等はございません。ただ、先ほど言った会計基準の変更がございまして、例えば年間売上高といったところの捕捉について、会計基準の処理によって、実は3つぐらい出方が違ってくる場合もあるということもございまして、そういった点については、何らかの注意書きでもしていただければというところでございます。

以上、ちょっと駆け足で恐縮でございますが、私どもからの御説明は以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、御質問、御意見等ありましたら、どなたからでもお願いします。いかがですか。では、篠崎専門委員。

篠崎専門委員 御説明ありがとうございます。ファイナンス・リースのオンバランス化ということで、余りデータ等に御影響はないという御指摘でしたが、これは私の個人的な意見になってしまうかもしれませんが、3月決算は昨年度から、2月決算は今年度からリース会計がオンバランス化されて、企業決算を見ると影響が出てきているという印象もあります。

中堅の企業が、例えばある流通業を取り上げるとすると、先ほど、流通業のウエートが高いという御指摘がありましたが、中堅の企業が大型の商業施設に加速的に高速出店してきたというのがこの5～6年あったと思うのですが、そういった企業は、リース資産比率が非常に高く、5割、6割を超えているようなところもあります。そういったところが、今年度から一斉にリースをやめて、有形固定資産投資に変えてくるということで、結構、償却費用が積み上がっています。そういう意味では、リース対応で非常に恩恵を受けていた企業が、一斉にここから実際の固定資産投資なり、あるいは土地の投資なりという方向に動いてきているような印象があります。

中小とは言わないまでも、成長途上にある企業というのが、リースからアセット、投資への転換ということを加速してくるのではないかとということをお慮しているところでございます。

加藤企画部課長 今、御指摘いただいた点でございますが、やはり非常にリースを多用している企業さんにおいては、リースの利用を見合わせるというような業種も一部あるようでございます。ただ、特に成長産業でいきますと、私どもリースのメリットでいくと、オフバランスというところの評価というのが、実は、今までもそれほど高くなかった。私どもの調査でいけば、ゼロとは言いませんが、オフバランスメリットを高く評価されていた企業というのはほんの数%ぐら

いしかなかったということで、オンバランスになって非常に財務比率が悪化するような会社は見合わせるという動きがあるのですが、先ほどのファイナンス・リースのメリットといったところで申し上げますと、事務省力化、やはり買った場合とリースで借りた場合の事務手間というのは、リースの方が非常に簡便であるという部分、簡便的な処理というものも一部認められている部分があるということですが、あと、環境関連法制の手續といったようなもの、そこら辺もリース会社が手續を代行するというのもございまして、ゼロとは言いませんが、影響は非常に限定された部分と理解されている。正直言って、今の景気状況が悪くなっているんで、リース会計による影響なのか、先ほど言った景気動向による影響なのかと問われると、リース会計の変更による影響というのは極めて限定的ではないかと考えているところでございます。

舟岡部会長 では、出口委員。

出口委員 まず、分類上のことなのですからけれども、済みません、これは私が知らないのですが、産業機械と工作機械の差はどの辺のところ、例えば、企業さんで、アマダさんとか、直接リースをやっているところというのは統計に入っているのでしょうか。これがまず1つ。

2つ目は、ソフトウェアのリースでは、ASPサービスみたいなものはこの統計の中には入っているのかどうかというのが2つ目。

3つ目は、オペレーティング・リースでは、やはりサービス外注的な側面が多くなると思うのですが、その場合、物以外のいろいろ付加的なものも今後、業界的に広がっていくのかどうか、ちょっとその辺の状況を教えていただければと思います。

加藤企画部課長 産業機械と工作機械の違い、これは、本来、産業工作機械ということでくくりにしてもいいのかなということですが、私どもの分類としましては、工作機械というものをあえて外出ししまして、いわゆるこれはマザーマシン、機械をつくるための機械とよく言われている部分でございます。それをあえて状況を把握するために外出ししているところでございます。

私どもの統計数字は、あくまでも会員会社に限定しているところでございまして、会員にもしそういうメーカーに直接リースをされているようなところが入っていれば、勿論、数字には入ってきますが、会員でない会社はこの数字には入っていないというのが1点目でございます。

2点目、ソフトウェアのリースというところでききますと、いわゆるASPサービスというところまで提供している会員会社はいないというのが現実的なところでございまして、もしそういった、先ほど、将来動向としてサービス化といったことを一つ掲げたところでございまして、そういった業態というか、そういった取引が増えてきたときに、こういった統計数字にどう反映していくかというのが今後の課題と考えているところでございます。

サービスの外注的な部分というところでは、実は、私どもの数字、取扱高と設備投資額と2つ分けているところで、特にこの差が出てきているのが、自動車リースに関しては、実に7割近くがメンテナンス、そういう車検費用ですとか部品代といったものを含めたメンテナンス・リースという取引形態が7割を占めているところでございまして、取扱高には、実はそういうメンテ費

用みたいなのが全部含まれた金額、設備投資額は、これは実際の自動車の金額というようなどらえ方をしているといったところでございますが、一部そういうものも出てきているということと、あと、前に舟岡先生にもほかの会合で御指摘されたところでございますが、協会の統計は、実はファイナンス・リースも、オペレーティング・リースもメンテナンス・リースもすべて含まれている統計数字でございますが、オペレーティング・リースといったところについて、今、試行的に調査を始めているところでございます。ただ、まだちょっと精度が低いということで公表はしていないところでございますが、そういった部分への統計の取り組みというものを今考えているところでございます。

舟岡部会長 よろしいですか。

では、土屋専門委員。

土屋専門委員 調査票の方で一つ伺いたいのですけれども、先ほど、調査票の内容には特に御意見ないということだったのですが、調査票の裏の一番最後に、特に、業務が自動車、あるいはスポーツ、その他物品賃貸の場合にはということでございますが、自動車というのはわかるのですが、スポーツ・娯楽、あるいはその他物品賃貸をあえて調べる必要性というのは、業界団体さんからご覧になってどういう意義があるのかということと、これのほかにもう少し調べるようなことがないのだろうかということをお教えいただければと思います。

加藤企画部課長 たまたま私ども、物品賃貸業の代表格として、総合リース業として本日お招きいただいたということで理解していますが、済みません、ちょっとほかの業種さんは私どもよくわからないというのが正直なところで、コメントは控えさせていただければと思います。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。

会計処理の変更に伴って、特定サービス産業実態調査の物品賃貸業のデータについて、過去から連続して使用するときには気をつけなければいけない点は何でしょうか。そのためにどういう注記が必要なのか。また、計画で予定している調査項目だけで継続性がきちんと保てるのかどうか、そこについてどう判断されていますでしょうか。

加藤企画部課長 先ほど、最後に売上高のとらえ方が3つありますという話をしまして、その3つ、実はかなり違う出方になってしましまして、一つの方法は、リースの取扱高全額を一時的に売上で上げてしまう方法、極端に言えば、7兆円が売上に全部上がってしまう方法が1つ。2つ目が、毎年いただく本当のリース料の売上高。これは今までどおりと同じなのですが、そういう売上高のあげ方が2つ目。3つ目が、実は利息しか上げない。リース料の中の利息部分しか上げないということで、恐らく今までの売上計上額が10分の1より下回ってしまうという方法の3つ考えられるところでございます。これは、正直言って、決算がこれからでございますので、各リース会社がどういう売上高の上げ方をしてくるかわからない部分でございますが、今までと違うのは、そういう3つの出方があるということで、売上高を見るときに、そういった部分に気をつけなければいけないと考えるところでございます。

舟岡部会長 費用とBSについて、営業費用及び営業用固定資産取得額の事項は大丈夫でしょうか。

加藤企画部課長　ここは、リース投資資産原価、こういった書き方をされていますので、今までと出方、カーブの描き方が若干違ってくるのですが、輪切りにしていくと、特に気をつけるところはないと思います。

舟岡部会長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。まだまだお伺いしたいことはたくさんあるかと思いますが、時間の都合でこれまでとさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、有益な情報提供ありがとうございました。加藤様には、これからも引き続きよろしく御協力お願いいたします。どうもありがとうございました。

加藤企画部課長　ありがとうございました。

舟岡部会長　それでは、次に、「前回部会における意見等」に対して調査実施者から回答をまとめて御説明いただいて、それを踏まえて、（イ）追加業種の調査票及び調査事項、そして（ウ）調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定について審議を行いたいと思います。

調査実施者から説明をお願いします。

経済産業省　それでは、資料1に基づきまして御説明させていただきます。お手元に資料を御用意いただければと思いますが、まず1点目、フランチャイズ加盟の実態把握でございませけれども、持ち帰って検討させていただきました結果、やはり調査結果を分析する際に非常に重要な視点であるということもございまして、御指摘を踏まえて調査事項に追加することとしたいと思います。そういう整理をさせていただきました。

ただ、御指摘いただきました学習塾、教養・技能教授業以外にも、フランチャイズの状況の実態把握が必要な業種があるのかなということで、ここに整理させていただきました業種につきまして、今回、フランチャイズの実態把握ということで新たに調査事項を加えさせていただきます。調査事項の追加につきましては、一番下にあるようなことで、「加盟している」、「加盟していない」ということで設定させていただければと思います。

資料1の別添1の方に調査票の具体的なものがありますけれども、後ほどご覧いただければと思います。

なお、調査事項の精粗につきましても、全規模の事業所に対して設定させていただきたいと考えております。

2つ目でございます。学習塾について、特に通信教育に関する事項の追加ということをお指摘いただいたわけでございますけれども、この御指摘につきましても、やはり御指摘をいただいた中身は非常に重要なことということで、追加させていただくように整理をさせていただきました。ただ、この際、通信教育ということで御指摘いただいたわけでございますけれども、業界の方とも少し意見交換をさせていただきまして、やはり前回は御説明させていただきましたが、特に個人教授というようなことで、そういった中の一部ということもあるものですから、ここでは、特にインターネットを介したものであるということで、双方向の個別方式の一部として、今回はインターネットを介したものであるということで、ここに「あり」、「なし」ということで設定させていただいております。

ただ、一方で、新しい項目を追加するというのもあって、調査客体の負担軽減ということも念頭に置きまして、今回、スクラップ・アンド・ビルドということで、当初設定しておりました調査票の中で、教室施設の床面積というものを設定させていただいておりましたが、プライオリティということも勘案させていただきまして、今回御指摘いただいたe-ラーニングということで設定させていただければと整理させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

出口委員 ちょっとよろしいですか。

舟岡部会長 とりあえず全部説明していただいた後に、まとめてご意見をお願いします。

経済産業省 それから、調査票の精粗についてということで、都道府県別表章の有無も考慮すべきではないかという御指摘をいただいたわけでございますけれども、前回、別添資料を作成いたしましたして、調査票の調査事項の整理の考え方、1階から3階ということで整理させていただいた中に精粗の考え方も取り入れて整理させていただきましたが、その中に、今回新たに都道府県別の表章ということで、別添の方に、資料1の別添2ということで、再度、同様の資料を添付させていただいておりますが、精粗の横の方に都道府県表章ということで をつけさせていただいております。すべての事項に表章するというのを をつけさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

それから、4点目でございますけれども、この特サビ実態調査と文部科学省が実施している調査の関係で、全体的にどのような調査結果の把握ができるのかという御指摘をいただきまして、6ページ目の方に別紙をつけさせていただいておりますけれども、文部科学省実施の学校基本調査、この中の各種学校に対する調査事項ということで、課程別の生徒数を調査されているということで、6ページ目の方に整理させていただいているとおり、学習塾と各種学校、2つ合わせた形で事業所数、それから受講生の数、通学している子どもの数という形になりますが、受講生の数がトータルで把握できるということでございます。

以上でございます。

舟岡部会長 よろしいですか。では、出口委員。

出口委員 ちょっとe-ラーニングのところの言葉の使い方と分類に問題があるような気がします。一般的にここではe-ラーニングを、インターネットを使った学習法と定義されているんですが、教室ベースでパソコンを使った、ソフトを使ったものを、通称、古典的にはe-ラーニングと称してやってきたものなので、そこがまず完全に抜けるのと、それから、また区別がなくなるといのがありまして、このあたりは、広くe-ラーニングといったもので、例えば、1「インターネットを使うもの」で、括弧して、電子メール、ウェブその他、スカイプとか電子何とかと書いてもらうみたいな形にして、2番目は「教室でパソコンを使ってやるもの」で、ソフトは購入あるいはフランチャイズ、あるいは自家作成とか、そのくらいの票ですと調査客体には全く負担はかからないと思うので。この書き方だと、従来型のe-ラーニングで、教室系でパソコンを使って質疑応答をやるものがどっちかわからなくなってしまうので、少し教育の方の視点から言うと、間違いなく現場混乱が起きると思います。

経済産業省 出口先生おっしゃったとおりだと思ひまして、実は、例としては書かせていただ

いておりますが、勿論、今、先生が御指摘のような中身については、我々として、調査票の記入手引等にはしっかり説明書きを加えさせていただきたいと思っております。

出口委員 インターネットを使った学習法と。

舟岡部会長 説明書きというよりも、出口委員の御指摘は、教育の質に関する情報を取れるためにも、情報処理の高度化に伴う教育の中身を区分した方が、客体においても紛れがないし情報としても有益だろうとの指摘かと理解しますが。

出口委員 書く方も楽ですし、有益で、特に、e-ラーニングの定義が、これはちょっとおかしいので、こういうふうに答えられた企業さんがいたかもしれないですけども、一般的には、これは多分おかしいので、ちょっとそこを直して、両側に入る形で をつける等をやれば新しい、例えばスカイプを使って1対1でテレビ会議をやっているところとか、そういうものも今、学習塾でありますので、そういうものも捕捉できると、米国なんかの動向とも比較可能になるかと思えます。

経済産業省 今の点なのですけれども、前回ですから、中2日で、前回、学習塾のところをお話しして、稲葉さんとも検討したのですが、確かに、いろいろな形のことを聴けるかもしれないという話があったので、調査票の記入手引とかでしっかり話はするとなったのですが、記載する項目がかなり多くなってくると、今度、どこに、何に をつけるかわからなくなるという話もあったので、前回部会でもありましたとおり、なるべく記載する項目は、 をつけるもの、 をつけないものは少なくしますが、内容の書きやすさというところは利便性を上げなければいけないのかなと思っていて、こういうふうに設定した次第でございます。

出口委員 済みません、前回、私、教務があって来られなかったのですが、申し訳なかったのですが、ここは、e-ラーニング系は、長い間、教育系の情報系のところにいるので、さすがに状況は多少把握していると思うのですが、大きくはインターネット系なのか、教室の中でのパソコン系なのかの区分というのは、これは非常によくわかるはず。インターネット系の場合には、向こうと相手とやるわけですから、あのときは電子メールかウェブか、あとテレビ会議系か、その他なのかとか、もうそのくらいの項目を書けば、 をつける方がかえって考えなくて済むはずなので、すよね。ですから、それに関しては、もうかなりはっきりしたカテゴリーはあると思うので、是非そこはちょっとシャープにやってもらった方が、調査客体の方が紛れがないと思います。我々もちょっと教育業の一端なので、その辺の状況は多少なりとも把握しているはずなので。

経済産業省 済みません、逆に、ここで言葉としてe-ラーニングを使った点について非常に混乱するという御指摘については理解しているつもりでありますけれども、あくまでも、今回、学習塾のこの部分について御指摘があったのは、出口先生おっしゃっているとおり、いわゆるインターネットを使った個別指導方式が、実際、全体でどのくらいあるのか、そういった形態がどんどん増えているのではないかと。これは、計数的にいろいろ取りに行こうとするというお話があったので、それはなかなか難しいということで、いわゆる定性的にそれをやっていっしょるか、やっていっしょらないかぐらいも必要だろうということですので、e-ラーニングという言葉を使ってしまうと混乱するというのであれば、逆に、出口先生におっしゃっていただいた

ように、ネットを使ったいわゆる個別指導方式をやっているかどうかということにきちんと限定して、それをやられているかどうかお聴きするような方式に変えるということも、御指摘の点としては、方法として間違っていなければ、そういう形も考えられるかと思いますが、いかがでしょうか。

出口委員 教室系 e - ラーニングは、もう、どちらかというダウンの傾向ですから、仮に教室で端末を使ったとしても、どこかに接続してウェブでやっているというケースが大部分です。ただ、その場合に、電子メールなのか、ウェブベースなのか、あるいはテレビ会議ベース（スカイプ）とか、3～4項目ですと、それは紛れがないし、ほぼあつという間につけられるはずなので、その区分があるだけでも。特に、ウェブからワン・ツー・ワンでほかのものにその他とか書いておいてもらって、何か項目が入るのであれば、それは、その辺の動向を調べる上では、業界的には大変参考になります。

舟岡部会長 その導入について、前回の部会で、計数的な調査項目を設定するのは時期尚早かもしれないとの意見が示されました。ただし、近年変わりつつある教育の現場で、どういう進行の状況なのかについて、定性的な情報だけでも把握する必要があると判断し、今回、導入的な意味合いも込めて、現場の実態を把握することとしました。

出口委員 ごめんなさい、長くなって申し訳ないですけども、そのとき、イエス・ノーだけだと、我々も業界なので、例えば大学は最近、携帯電話を使った、一応、これも民間でという中に入りますが、それをやるのです。それを物すごく使い回してですね。ですから、ここには電子メールと書きましたが、あと、携帯電話、ウェブとか書いておかないと、業界側として言いますが、要するに取ったデータの意味を把握するときに、使っている、使っていないはあれだけでも、全く意味がわからなくなるので、今ある技術の範囲で を複数回答でもいいから書いておいてもらえますと、多少なりとも動向が把握できるので。

舟岡部会長 前回部会での議論は、多分その前の段階の認識でしたね。非常に限られたところしかそのような手段を導入していないと、業界では判断しているようです。

出口委員 それは間違っていると思います。

舟岡部会長 だから、その実態がどうなのかをとりあえず把握して、その結果、十分の数があるということであれば、そこについては次回以降、詳しく調査するといった段階を踏んだ方がよろしいかなとの判断です。協力していただく業界団体との関係もありますし、ただいまの出口委員からいただいた意見を踏まえて、調査事項の設定については、紛れがなく、正確な状況をとらえられるように工夫していただくというまとめでよろしいですか。段階を踏んで調査を行うということですが。

出口委員 なるべく負担にならない範囲で をつけるのを是非御検討いただければということですが。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。フランチャイズ加盟の有無の調査事項の追加について、岡室委員、これでよろしいでしょうか。

岡室専門委員 はい。

舟岡部会長 学習塾については、ただいま出口委員から御意見がありました。鈴木専門委員から、いかがですか。

鈴木専門委員 結構です。

舟岡部会長 よろしいですか。

都道府県別の表章について、美添委員よろしいですか。

美添部会長代理 はい。

舟岡部会長 特サビ実態と文部科学省の調査の結果を併せて利用してどのようなデータの把握が可能かについて、川本委員からも意見が出されました。別紙に示されていますが、これだけの情報で十分かという指摘が、この結果を見ますとたぶん出てくるでしょうね。数が明らかとなるのが、通学している子どもの数、それから、教員数、職員数ぐらいですか。それだけでいいのかどうか。特サビが調査している経理的な事項について、各種学校等については当然把握できるはずでしょうから、そのような不整合については、これから文部科学省に御検討いただくということでしょうか。なかなかそう簡単ではないと思いますが、今回、特定サービス産業実態調査の審議を通して意見が出たということで、持ち帰って、文部科学省で中期的な課題として御検討いただけるとありがたいと思いますが。

文部科学省 文科省ですけれども、文部科学省としましては、例えばこの各種学校、それも含めた各学校種の情報については、行政的には、一応、必要な部分は取っているという認識でございしますが、今おっしゃられたのは、例えば、経理的な項目とかという話なのでしょうか。その部分については、これまでは特段行政的なニーズとしては、文科省としては感じていなかったというところで、今後の状況ということもあろうかと思しますので、文部科学省の方の調査で取った方がいいのか、ないしは、また別途、経済センサスという動きもありますので、そのあたりも含めた形で全体の把握ということを検討するということであれば、それで承りたいと思っております。

舟岡部会長 5年に1回では、なかなか世の中の変化がわかりにくいかと思しますので、これについては経済産業省と文部科学省で十分検討していただいて、何らかの形で学習支援の実態が把握できるようにしていただきたいと、私から要望しておきます。

内閣府統計委員会担当室 事務局の方から済みません。統計委員会担当室ですけれども、どうしてもこういった部会審議ですと、今ですと経済産業省の統計に対することとなってしまいますと、もっともっと大きな課題に対して意見が言えなくなってしまうことがあります。委員の皆さんには、是非、府省をまたがるような課題も議論していただきまして、そういったものについては、最後に部会長メモのような形で、産業統計部会から統計委員会の方に報告し、今後の基本計画のフォローアップですとか、次期基本計画の中などにつながるような形にしていればということをお願い申し上げます。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。各府省が協力しながら、実態がよりの確にわかるような方向で情報を収集できる仕組みを是非御検討ください。すぐというわけにはいかないと思います。

ほかにいかがでしょうか。資料1について、よろしいですか。

まとめるまでもありませんが、フランチャイズ加盟の有無の調査事項を追加する。

学習塾について、インターネット等を介した調査の実態を明らかにするための調査票の追加事項については、調査事項を変更することも踏まえて実施者で検討していただく。

都道府県別の表章については、実施者の提案どおりということで部会として了承。

各種学校等、特定サービス産業実態調査が、対象としない教育の領域で、不十分な情報については、所管する文部科学省と特定サービス産業実態調査を所管する経済産業省で十分協議・協力の上で、どういう方向をこれから目指したらいいかということについて検討していただく。

以上のまとめでよろしいでしょうか。どうぞ。

出口委員 今、ちょっと横断的な話が出たのですけれども、例えば、コホート別に、どういう知識で、学習塾あるいは大学、あるいは教養を利用して、あるいはどういうふうに生涯のライフサイクルの中でそれを利用していくか。あるいは、それが上の学校にどうつながっていくか、キャリアパスにどうつながっていくかという、これは加工統計分野の話になるのですが、そのあたりのところをクロスして加工統計をやろうとした場合には、どこが今担当しているのですか。

舟岡部会長 ただし、それは世帯を単位とした調査になりますので、多くは総務省のいろいろな統計の中に断片的に盛り込まれていますし、文部科学省の教育機関を通した生徒等に対する調査がありますが、その中で明らかになっています。出口委員のご指摘のように、不十分なところかとも思いますが、本産業統計部会の守備範囲をこれはかなり超えています。

出口委員 コメントとしては、スポーツとか教養・技能とか、こちらの側が必ず入ってトータルなものができているので、どこかでクロスしていただければ助かるねと。

舟岡部会長 社会生活基本調査で、行動の記録を調査していますので、そこと組み合わせるということでしょうかね。

ほかによろしいでしょうか。土屋専門委員、どうぞ。

土屋専門委員 調査票全体にわたってですが、よろしいですか。

どの調査票でもいいのですけれども、売上高の割合などを%で聴いているものが多いですね。

舟岡部会長 これについては、多分、抵抗なく記入してもらうための工夫だろうと思います。

土屋専門委員 どちらの、結果の精度と、負担として、確かに%が書きやすいのかもしれないのですが。

舟岡部会長 そこについては、どうですか。

経済産業省 調査の結果精度と実施負担、記入者の方の負担も含めてですけれども、実施する際には、どうしても相対で、どちらも基本的には余りないがしろにできない問題です。事実上、やはりこの調査は、御存じのとおり、全数で調査したときも回収率の問題が非常に大きい調査でしたので、ここは、やはり記入者の方の記入のしやすさというのは、どうしてもこれはきちんと考えた上での設計をしないと、まずは調査票に事項を書いていただいて、返していただく、これが第一義ですので、そういった意味では、なるべく記入者の負担を軽くするということに少し主眼を置いて設計する必要がある調査かなと考えております。したがって、こういったケースにおいても、一般的には、部会長がおっしゃったように、記入のしやすさというか、御協力の

いただきやすさという観点から、こういう設定をしていると御理解いただければと思います。

舟岡部会長 本当にそうなのかどうなのかについて、いろいろな機会をとらえて吟味していただいたらいいかなということですね。

土屋専門委員 個人的には、本当に%が負担ないのかという点は疑問に思っています。例えば学習塾入会金、収入を%で聴くようになってはいますが、入会金という項目を全部立ち上げて、金額だけ書くという方が、書く方にとっては楽という考え方もあるのだらうと思います。ですから、今後どちらの方が楽なのか、その検証をしていただければと思います。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に、(エ)の集計事項の追加についてに移ります。これは、標本調査方式の導入と集計結果表章の見直しとも関連しますが、まず初めに、調査実施者から、第1回の部会における意見が参考2にまとめられている中の問6に対する回答について御説明をお願いします。

経済産業省 それでは、本日お配りしている資料2の7ページをご覧くださいと思いますが、問6でございますけれども、私どもといたしましては、確かに表章のニーズを踏まえまして、一定の規模以上を悉皆層として表章することについては非常に重要な観点と考えておりますが、業種ごとの規模別構造が相違するということで必ずしもすべて一律に悉皆層とすることがよいかどうか。それから、もし一律に悉皆層を設定する際にも、そのメルクマールでございませうけれども、この基準を、例えば100人以上とか50人以上とすべきか等、いろいろな課題があるのかなと考えております。

御指摘をいただいた点でございますけれども、平成21年の調査結果を踏まえさせていただきますと、各調査産業ごとの分析を行い、どういう基準で悉皆層を設定すべきかということ、表章のニーズも踏まえまして引き続き検討させていただければと考えているところでございます。

この点については、以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。ただいまの実施者からの説明に対しまして、御意見、御質問等ありますでしょうか。また、本項目について、そのほかの意見があったら併せてお願いします。美添委員いかがですか。特にありませんか。

先ほど、リース業協会の方も、地域別の結果表章を特定サービス産業実態調査から活用していると述べられていました。

今回、小規模階層について標本調査に移行させたことで、従来とは異なって、地域別の表章に必要な標本数が十分確保できない県が幾つも出てきています。今回調査は、経済産業省が企業を対象とした調査についてすべて担当することによって、都道府県が全体として負担する調査客体数は減っていますね。そこから単純に結論を引き出しはいけないのかもしれませんが、2万程度の客体数の軽減がはかられているならば、2万とは言わなくても、地方の県で、県別の結果表章の精度をよりよくしたいために、我が県はすべての対象を調査しますとか、すべてでなくても、抽出率を当初計画よりも上げて、それによって結果精度を高めたいという要望があったら、それがかなうような状況かと思いますが、そこについていかがですか。

経済産業省 今回の計画でも既に御説明させていただいているとおりでございますけれども、

都道府県のリソースの関係ということで、なかなか全業種を都道府県に調査をやっていただくことも非常に困難になっているということがございまして、御案内のとおり、企業に関する、企業の調査対象業種については、国が引き取ってやるということも一方でございます。ただ、一部の県につきましては、地方での利用ニーズで、この業種については利活用したいというような業種も一部ございます。そういうことがありまして、私どもの方としましては、全県に対して、もしそういった利用ニーズがあって、特に、独自に調査を行いたいという県については、そういったリソースを我々から配布させていただいて、独自にやっていただく方法もないのかなということで、そういう問い合わせについては、各県にはやらせていただいております。つまり今、部会長がおっしゃったような形で、対象を増やして、自分の地域だけ独自に少し調査結果を表章したいという部分があればということで。それで、何県かについては既に報告をいただいている県もございまして、そういう部分については、我々からも実は都道府県には連絡させていただいているという部分はございます。

舟岡部会長 東京都や埼玉県で、これに関して御質問ございませんか。東京都は、黙っていても高い精度で結果表章ができると思いますが。

東京都 東京都は、抽出でもかなりの数でございまして、これで今年はさせていただければと考えております。

埼玉県 そうした制度ができたことで、今後そういった形での利活用が進むものと思います。

舟岡部会長 工業統計では、西暦の末尾0、3、5、8年以外の裾きり調査年においても、3人以下の小規模事業所について、全数調査をして、県別の表章をしている県が10ぐらいあります。県が独自に上乘せして調査していますが、今回は、特定サービス産業実態調査の枠組みの中で、県が更に標本を追加して調査し結果精度を高めたいということであれば、それに対応可能だということですので、これは、非常に望ましいことだと思います。したがって、東京都が都道府県の取りまとめ役なら、是非、都道府県にその案内を積極的にやっていただきたいと思います。

といいますのも、標本数が少ないなかで、都道府県の結果を表章したとき、年によって大きく数字が変わります。その結果、ある年に前年比の伸び率が20%増えて、その次の年は10%減ってというような変動があったときに、統計担当部署が県議会等から説明を求められても、どういう説明をするのが非常に困ることになるのではないかと。そんなことで頭を悩ませるぐらいなら、標本数を増やして、胸を張って信頼できる結果ですという形で提示した方が気が楽だろうと私などは勝手に思います。いろいろなリソースの問題等もあるからそう簡単ではないと推察しますが、できるだけ前向きに対応していただくと望ましいと思いますが、東京都から、何か意見はありますか。

東京都 今の舟岡先生のお話でございすけれども、今後、山根室長とも相談しながらという形にさせていただければと思います。基本的には、山根室長の方で、このあたりは振り分けをしてくださっていらっしゃいますので、恐れ入りますが、調整させていただきたいと思います。

舟岡部会長 では、よろしく申し上げます。

ほかに、この件について御質問、御意見ございませんか。

それでは、都道府県と経済産業省と十分調整した上で、よりよい結果表章ができるような方向で検討していただくというまとめにさせていただきます。

次のイ 統計技術的な合理性・妥当性の観点についての審議に移ります。時間の関係もありますので、本項目につきましては、(ア)の標本調査方式の導入について、(イ)調査方法の変更について、そして(ウ)集計結果表章の見直しについて、これら3つをまとめて審議したいと思います。

なお、(ウ)集計結果表章の見直しにつきましては、第1回の部会において、売上高以外の調査事項の補完方法について十分に検討すべきであるという意見が出されましたが、これに対して、同部会において調査実施者から、今回調査においては、まず、欠測値の補完を本調査に導入することを最優先に考え、売上高以外の調査事項についても、とりあえず売上高と同様に平均値補完による補正を行い、その結果を十分分析した上で、今後、適切な補完方法を検討したい、そのような回答がありました。この回答についても合わせて御意見、御質問がありましたらお願いします。

(ア)の標本調査方式の導入について、(イ)調査方法の変更について、(ウ)集計結果表章の見直しについて、第14回部会での意見等が参考2に示されていますが、それに対する調査実施者からの回答のうち、問7から問9までの回答について資料に基づいて説明をお願いいたします。

経済産業省 それでは、8ページ目ですけれども、今回、郵送調査を行う業種の標本数について、回収率を考慮して設定しているかという御質問でございますが、一応、郵送調査を行う業種の標本数につきましては、平成20年の郵送調査の回収率の結果を考慮しまして設定させていただいております。具体的には、前々回に配付させていただきました資料2-6というものがございまして、これは標本設計の考え方の資料でございますが、その縦長に標本数を記載した資料がございまして、ここの一番上で、今回、郵送調査にする業種でございますが、映像情報制作配給業の部分をご覧いただきまして、設計標本数、例えばでございますが、4人以下のところは371ということで出ておりますが、この部分につきましては、あらかじめ回収率を考慮しまして、4人以下については、例えば740に増やしているというようなことで考慮させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

続けてよろしいですか。次に、同じく回収率の向上を図るためにどのような処置を講じているかという御質問でございますけれども、特に、我々、経験則上、やはり特サビ実態調査のこれまで余り調査を実施してこなかった業種ということもございまして、追加業種につきましても、認知度を向上させるということについては非常に重要と考えております。業界団体を通じたPRでありますとか、対象事業者に直接、これは調査の必要性であるとか活用事例等を記載したDMを送付すること等によりまして、認知度を向上させまして回収率の向上を図っていきたいと考えております。

それから、次に、問9でございます。コールセンターの関係で、的確に機能するように、どのような措置を講じようとしているのか。これにつきましても、平成20年調査におきまして、一部、民間事業者に委託をして調査をやらせていただいたわけでございますが、その時点で、例えば事

前のQ & Aの作成でありますとか、経済産業省と民間事業者との連絡体制といったことをしっかり措置をしてやらせていただいた実績がございます。こういったノウハウを21年調査にも生かすことで、新たにコールセンターを設置するという部分についても運用ができるのかなと思っております。具体的な方策としまして、今、当方が考えているような中身を ~ というところで整理させていただいております。予算の勘案もあります関係で、効果的な運用ができるように、効率的な予算の運営を考えさせていただいて事業内容を設定していければと考えているところでございます。

舟岡部会長 ありがとうございます。標本調査方式の導入については、前回答申の指摘を踏まえて、今回の計画となったということですので、これについては特に問題がなくて、それに関連して、回収率を考慮して標本数を設定しているかについては、50%の回収率を前提として設定しているという御回答です。

それから、調査方法の変更については、都道府県のリソース等の問題もあって、企業を対象とした調査については、経済産業省が民間委託によって郵送方式で実施する。これについて、回収率がどうもはかばかしくないと予想されるが、どのような回収率向上のための改善措置を講じることとしているのか。それに対する回答がありました。その内容は抽象的で具体性に欠ける気がいたしますが、御意見があったらいただきたいと思えます。

コールセンターが機能するように図る措置については、10ページに示されています。

いかがでしょうか。欠測値の補完については、先ほど申しましたが、とりあえず今回は平均値補完の方法ですべての調査事項を行いたいということです。

これらについて、何か御質問、御意見がございますでしょうか。そのほか、こんな点が問題であるとか、議論すべきだという点も併せて御指摘いただけたらと思えます。出口委員。

出口委員 この形で進めた場合に、最終的なデータを表章するときに、補完方法の説明等はどういう形でやられる形になるのでしょうか。

舟岡部会長 どうですか、実施者。

経済産業省 今のところでございますけれども、当然のことながら、今回整理させていただいた内容につきましては、統計表を公表するときに、同時に補完の方法、手法を掲載させていただく。それから、もう一つは、当然のことながらインターネット上に公表しますので、ネット上でも同様の、今回の内容については、こういう方法で補完しましたということについて、併せて説明書きを記載させていただくと。

出口委員 その場合には、補完前のデータは基本的には出ないという前提かと思えますが、ほかの方法に関しては、なるべく、そのほかのデータでも実際にこういう補完方法の評価のできる程度には詳しく実際の手法を公開していただくようお願いしたいと思います。

経済産業省 済みません、補完の方法の細かい、どの程度まで公表するかという点につきましては、標本調査は当然、種々指定統計でございますので、そちらの方で、こういった調査において、どういう形で公表しているかというのを見ながら、勉強しながら考えていって、整理して、見劣りしないぐらいのものを出していきたいと思っております。

出口委員 その辺の補完方法が、必ずしも外から見てよくわからないケースもないわけではないと思うので、可能な限り、それはできるだけクリアにした方がよろしいかと思うのですが、そこは皆さんの御意見によるかと思いますが。

舟岡部会長 今回の件についていかがでしょうか。

美添部会長代理 済みません、声を変なのですが、欠測値の補完という言葉がどうもいろいろな意味に取られるようなので、答申に書くとしても、余り厳密に書くと、かえって自由を縛ると思うのです。ここで言っているのは、今回、標本調査を取り入れたために、無回答の事業所あるいは企業に対して無視をするのではなくて、何らかの意味で推定するという意味であって、集計値の公表に際して何らかの手段を、統計的な方法を使うという、その方法の表現の一つが欠測値の補完ということだと思うのです。

もう一つの欠測値の補完の解釈というのは、マイクロデータを公表するとき、あるいはその2次集計をするときに、個票にさかのぼって集計するときに、そもそも各事業所の欠測値に適当な値を代入しておくということが、次の2次分析を簡単にするという意味もあるのですが、今回は、私は、その意味は含めない方がいいのだと思うのです。勿論おやりになるのは勝手ですが、そうすると提供の話まで含めた議論をしなければならないので、そうではなくて、今回のここ、特に悉皆層の欠測値についての補完という表現ですから、これは集計をするときに、無回答企業を従来のように黙って無視して集計しないと、悉皆層だから足さないとすると、無回答の部分が過小推計になるという、その問題が最大の問題意識で、それに対する回答の表現だと。そういう意味であれば、情報は丁寧に公開すればいいのですが、余り具体的に今手法を決めて、平均値補完だという厳密な定義まで書いてしまうと、集計、分析をして、よりよい公表をしようというときの足かせになりかねないので、そこは最低の努力をするという程度の表現にとどめるべきではないかと思います。

舟岡部会長 では、土屋専門委員どうぞ。

土屋専門委員 つまり、平均値補完をしたとは出さないということですか。今の段階では、平均値の形で補完するという以外、選択肢としては恐らく限られていていないのだと思いますし、そういう形で補完をしたという形で結果を出すということで十分なのではないかと思います。

美添部会長代理 余り細かいことを言っても、どこで事後的な層別をして、その層内でのランダムミッシングというか、欠測値の発生メカニズムを想定してということをやりますよね。それを平均値補完という言葉では不十分だと思いますが、いかがですか。

土屋専門委員 具体的な集計の方法というものは出した方がよいのではないですか。

美添部会長代理 事後的には勿論出すのですが、今、具体的に平均値補完という抽象的な表現で書いても、ほとんど意味がないのではないのでしょうか。

舟岡部会長 答申段階においてですね。実際に数値が上がってきたときに、現在は平均値補完の手法を最も合理的というか、適切と考えているけれども、データによっては変わり得るので、そのような自由度を少し残しておいた方がよいのではないかとの趣旨ですね。そのとおりだと思

いますが、よろしいでしょうか。

土屋専門委員、先ほど手を挙げませんでしたか。

土屋専門委員 ちょっと別のことですが、コールセンターというのは、相手からかかってくるのを受けるといだけなのでしょうか。つまり、督促のためにコールセンターを使うということもあり得るのではないかと思うのですが。

経済産業省 おっしゃるとおりで、種類としてはいろいろ使い方があると思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、予算との関係もございますので、今回想定しているのは、文字どおり、インバウンドということで、疑義照会とか、問い合わせがあったものについて対応するという内容を考えているものでございます。

経済産業省 ごめんなさい、コールセンターの前提は、28業種のうち、都道府県さんにやっていただく調査員調査のときの22業種に対応するための問い合わせ窓口なので、原則、調査員調査でやります。そのときにいろいろなことを聴かれたりするケースが多々あるので、少し事務的負担とか対処やその利便性を上げるためのコールセンターを設置しましょうという趣旨でやっておりますので、コールセンター設置というのは、あくまでも調査員調査で督促を前提としたパッケージのものでございます。

残りの6業種は、民間委託しますので、配布から、督促から、問い合わせとか、もう全部内外化して一気通観でやります。そういう仕分けになっています。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。

独り言ですが、50%の回収率はちょっと低くて、基幹統計ならせめて60%は欲しいなと感じます。回収率は業者選定等において非常に重要な評価事項とする設定で、努力して頑張ってもらえる民間事業者を活用できる方策を是非とも追求していただけるとありがたいです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、標本調査方式の導入について、調査方法の変更について、集計結果表章の見直しについては、実施者からの回答を了といたします。

予定した時間を超えています。もうしばらく審議をお願いいたします。

次に、ウの重複の範囲の合理性の観点についての審議に移ります。

第1回の部会での意見等と同じく参考2に示されていますが、それに対して、調査実施者から問10と問11に対する回答が示されています。その説明をお願いします。

なお、問10の調査客体に対する重複排除については、調査実施者の説明に先立ち、国が行う統計調査に関する重複是正措置についての説明を事務局からお願いいたします。

犬伏統計審査官 参考資料3「第14回部会等における意見等についての参考資料」の1ページ目、問10をご覧いただきたいと思います。

第1回目の部会におきまして、専門委員の方から統計調査の重複の問題につきまして、内容の重複のほかに、客体自体の重複というものがあるのではないかと。それについてはどういうふうには是正を行っているのかという御質問がございました。これについては府省共通的にやっておりますので、事務局の方で御説明させていただきます。

まず、平成11年4月に「国の行政組織等の減量、効率化に関する基本計画」というものが閣議決定されていまして、その中で、ここにありますように、「総務省は、各府省の統計調査結果及び利用可能な行政記録を活用して『事業所・企業名簿情報データベース』による既往調査歴を含む母集団情報の一元管理を実施し、各府省は、統計調査の対象選定を行うに際し同データベースを利用しつつ重複是正を行うこと。」ということで、この決定に基づきまして、平成14年7月から重複是正を図ってきているところでございます。

具体的には、その下にありますように、課長レベルの推進協議会の申合せにおきまして、重複是正の範囲、それから是正措置の手順、年間の調査回数の上限值といったものを決めているところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。現在行っています重複是正のやり方でございますが、2ページ目にありますように、まず、重複是正の対象でございますが、の全数調査であるとか、今回の特定サービス産業実態調査でも全数層が出てきますが、のように、悉皆に係る部分については除外して、標本調査について対象とするというものでございます。

それから、3ページ目を見ていただければと思いますけれども、調査回数の数え方、これは、直近の1年間において、調査客体がどれだけ当たったかということ为原则としていまして、例えば、毎月調査であれば、それはトータル12回というようなカウントをすることになっています。

(3)でございますが、重複是正の対象、これは、我々の方のデータベースを使って、フラグを立てまして、調整すべき事業所・企業については、各府省でその事業所を外して代替の事業所・企業を選定するというようなことになっています。

もう1枚おめくりいただきまして、では、重複是正の対象の基準値、上限値がどうなっているかということでございますが、現行におきましては、4ページにありますように、会社本社、それから単独事業所につきましては、資本金階層の区分に応じまして20回から48回、それから会社の支所、事業所でございますけれども、これは、従業員規模に応じまして14から42回、それから、会社以外の事業所につきましては、従業員規模に応じまして14回から30回、このような形で、これを上限値として、そこにフラグが立ったものについては対象から除外する、このような調査対象の重複是正を平成14年から実施しているところでございます。したがって、今回の特サビ実態につきましても、同じような調整を行うことになろうかと思えます。

事務局からは以上です。

舟岡部会長 では、引き続いて実施者から。

経済産業省 私ども、今、審査官に御説明いただいたとおり、このスキームを活用させていただきまして、調査客体の負担の均衡を図ることとしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次に、サービス・コンテンツ系の業種についてということで、総務省と経済産業省とに所管が分かれている部分について調整は図られているかという御質問でございますけれども、具体的には、コンテンツ系の業種ということで、インターネット附随サービス業について同様の調査を実施しているわけでございますが、この点につきましては昨年の部会において議論いた

いておりまして、既に私どもの方としては調整は終わっていると認識しているところでございます。

以下、中身を参考として書かせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

重複の範囲の合理性の観点について、御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ、笹井委員。

笹井専門委員 ちょっと観点のポイントが違うので、ここで申し上げるべきかどうかかわからないのですが、問11のサービス・コンテンツ系の業種について、調整が図られているということは理解いたしました。ただ、この利用者の側からすると、では、コンテンツ産業とはというか、コンテンツの定義というのはどういう枠組みの中で考えていって、それは、総務省の所管、経済産業省の所管とは全く関係なく、コンテンツ産業とインターネット付随サービス業といったものの全体像をうまくとらえるために、統計というのはどうあるべきとか、そういったこともどこかで議論すべきなのかなと感想としては思いましたので、述べさせていただきました。

舟岡部会長 大変重要な御指摘であって、これについてはこの4月から、先々週に閣議決定された基本計画の中で指摘されています。企業を単位とする統計調査として、経済産業省が企業活動基本調査を行っていますが、情報通信業については、情報サービス業、コンテンツに係る産業、それからインターネット付随サービス業の一部を対象として調査が行われています。

同じように、総務省が行う通信産業基本調査も企業単位の調査ですが、通信、放送、それからインターネット付随サービス業の一部を調査しています。基本計画の中では、2つの企業を単位とした統計調査について、何らかの調整を図って統合すべきという意見が示されていて、それを踏まえて、両省で現在協議して一つの統計とする方向で検討が開始されています。

特定サービス業統計調査まで視野に入れた体系的な整備については、実は重い問題で、議論もすぐに回答が出てくるものではないと思われまますので、引き続き御検討いただくことになるかと思えます。特定サービス産業実態調査では幾つかの業種について企業を単位として統計調査が行われています。これと、同じく経済産業省の企業を単位とした統計調査である企業活動基本調査の間でどのような役割分担を図っているかについては、なかなか説明がつきづらいですし、客体にとっても調査項目等で負担が若干重複するところがあるかと私は理解しています。企業統計のあり方について、経済産業省が内部の担当を超えて全体となって検討していただく方が良いと考えます。

その際に、現在、企業を単位とした特定サービス産業実態調査について、事業所を単位として設計するとどうなるのか。事業所を単位として設計することになると、総務省統計局が行っているサービス産業動向調査と合わせれば、サービス業の活動の年次版と月次版を組み合わせる利用できるようになる。そうすると、特定サービス産業動態調査はどうするのかといった、サービス業統計の体系的な整備の問題に大きくかかわってくるかと思えますので、ここについては、少し時間をかけて検討し、必要な調整を図っていただけることを期待しています。これは部会長の意見であります。

ほかに何かこれについて御意見がありますでしょうか。今回は、特にサービス・コンテンツ系の業種については、もう既に、前回の部会の検討を踏まえて調整が図られた結果ですので、これについても特段問題ないと思います。御異論がなければ、了承されたということによろしいですか。

ちょっと申し訳ありません、時間を超過していますが、続きまして、(2)の「公的統計の整備に関する基本的な計画」との整合性についての審議に移ります。

本調査に関しては、審査メモにもありますとおり、基本計画において直接的な指摘は見当たりません。また、行政記録情報の活用についても、本調査の調査対象である28業種については、行政記録情報は認められません。

これに対して何か御意見等がありますでしょうか。ただいま部会長意見として申したことが多少関係するかと思うところであります。

先ほど、学習塾等と各種学校等との教育に係る事業者の活動を何らかの形で統合して利用できるよになると望ましいという議論でしたが、現行では、各種学校等については非常に限られた情報しかありませんので、この段階で統合してユーザーに提供したとしても、その利便性がそれほど高まるものでもありませんので、特段この段階で苦勞して作業することもないかなと理解しますが、いかがですか。

美添部会長代理 いいのではないですか。

舟岡部会長 では、この基本的な計画との整合性については、特段の御意見がないということでも了承されたといいたします。

最後に、第1回の部会で出された意見のうち、審査メモの中で整理している統計法上の審査基準に基づいて検討すべき事項とは、必ずしも言えませんが、調査実施者の回答をお聴きすべきと考えられる事項について、その他として整理してあります。参考2の最後に問12、問13としてまとめられていますが、これについて事務局と調査実施者から説明をお願いいたします。

なお、問13については、調査に協力した企業の名称の開示ということで、調査対象名簿の取り扱いとも関係すると思われるので、その一般的な取り扱いについて事務局から説明いただき、引き続き、本調査における取り扱いについて、調査実施者から説明をお願いするという段取りでお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

経済産業省 それでは、問12につきまして、私から先に御説明させていただきます。

PRの関係でございますけれども、経済産業省はたくさん調査をやらせていただきまして、最近では、特にホームページを活用させていただきましていろいろなPRをさせていただいているところでございますが、この調査につきましても、成果を公表するということで、利用者の方の、どんな利用をするかというのをイメージしながら、実は今でも実施させていただいておりますが、調査協力者につきましては、特に、集計値について簡略化したものを送付して説明などを行うような工夫をさせていただいております。

そういったことに合わせまして、最近では、各府省とのネットのリンクを張っておりますので、

そういったホームページのリンクを張るといふようなことも考慮しつつ、結果利用、利用の形が見えるということで少しPRしていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

舟岡部会長 では、続きまして、問13について事務局から。

犬伏統計審査官 問13で、参考の3の5ページをご覧いただきたいと思います。

第1回の部会におきまして、調査に協力した企業の企業名を開示できないのかという御質問がございました。ちょっとこの趣旨がもう一つよく理解できなかったのですが、一般的な情報公開法上の調査対象名簿の取り扱いについて、事務局として整理させていただきました。

まず、ガイドラインを課長レベルで申し合わせてつくってございまして、この中で、世帯個人を対象とする調査対象名簿、これにつきましては、世帯構成員の氏名、住所等がわかりますので、特定の個人を識別できる情報であるということによって不開示ということにさせていただいております。

一方、法人事業所等の調査対象名簿につきましては、公にすることによって正当な利益を害するおそれがあるとか、それから、公にすることによって事務事業の適正な執行に支障を及ぼすものがあるかどうかを、その事業実施者、調査であれば調査実施者が判断し、不開示情報を除いて基本的には開示するという整理をされているところでございます。

この辺を踏まえて、経済産業省の方で御回答をお願いします。

経済産業省 問13ということで、14ページに長々と説明を書かせていただいておりますけれども、私ども、一言で申し上げれば、やはり統計調査につきましては、他の調査同様、調査対象との信頼関係が1番、それによって正確な統計をつくるということが成り立っているのかなと考えているところでございます。そういったことを考えますと、やはり調査に協力した企業名の開示というのはなかなか困難なのかなと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

舟岡部会長 篠崎専門委員、ただいまの説明について、いかがですか。

篠崎専門委員 第1回目で申し上げた趣旨というのは、私ども特サビを使わせていただくに当たって、ばくっとした市場規模を知りたい。そのために、大手企業がどれだけのウエートを占めているかということで、その市場規模の全体感が見えてくるのかなと思った次第です。

日本の場合、例えばで申し上げますと、家電業界の月次の増収率というのはなかなか取ることができません。業界団体もないですし。ただ、某外資系コンサルティング会社が各家電業界のPOSデータを一齐に集めて、それを業界各社に配っていると。その中でヤマダ電機の構成比が大体3割～4割ということなので、その月次のデータを得ることで、大体市場がどういうふうに動いているのかということ把握しているというのが実態です。そういう意味で、最初に申し上げた趣旨というのは、例えば今回、婚礼事業であれば、互助会だけが入っていて、ホテルであるとか、レストランが入っていないとか、市場規模全体をばくっと把握したいときに、何らかの参考になるのかなという、ちょっと稚拙な質問をしてしまっただけで大変恐縮だったのですが、そういう趣旨で質問させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

舟岡部会長 これは事業所を単位とした調査であって、事業所に対して、産業格付がそれぞれなされていて、その産業に格付されたすべての事業所を対象として調査が行われる。実際の調査

においては、すべての事業所を調査するというよりも、標本を抽出して調査し、その結果については、全体の状況がとらえられるように母集団に復元して集計結果を公表するという手続きに従っていますので、その業界全体の経済活動がとらえられるようになっています。誤差はいろいろなところで発生すると思いますが。

それに関連して、企業名簿の公表云々については、かねてより持論をお持ちの美添委員、何かありますか。

美添部会長代理 ちょっと趣旨が違うので。統計調査の秘密は開示しないのが原則ですから、開示しないのですが、全数調査であれば、普通なら、企業に回答義務があるというのは常識でわかるかと。

今の篠崎専門委員の御質問は、市場の規模を知りたいというのは、企業の名前の問題ではなくて、多分、産業分類の問題ではないかと思うのですね。例えば、婚礼などでも、ホテルの格付が冠婚葬祭でないとする、金額が幾らぐらいあるのかというのは、この調査だけではわからないということになるわけですね。そういうことなので、主業のほかに従たる業種の比率というものがあるわけですから、そこいら辺は、本来は充実して合計で把握するような仕組みをどこかでつくる必要があると思います。それはこの調査だけの問題ではなくて、経済センサスなどを通じて、今後、本格的な解決を図るべき問題だということで、御質問の趣旨をそう理解すれば、企業名を公開することによって、残念ながら、御希望の内容というのは把握することができないし、統計法の立場から言っても、公開すべきではないだろう。

逆に、部会長が言ったのは、調査に非協力的な企業を告発するという事は海外もやっていますので、そうすると必然的にその企業名は公開されてしまうことになるのですが、それは本来の目的とはちょっと違うのだと思います。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。非協力の名前を出しても、特段、調査協力企業に対して何らかの不利益を伴うということはないと思うのですが、それはこことは別の話かもしれません。

いかがでしょうか。よろしいですか、篠崎専門委員。

篠崎専門委員 ありがとうございます。

舟岡部会長 以上で、論点として取り上げたこと、それから部会場でメンバーの方々からいただいた論点についての一通りの審議は終わりましたが、ほかに議論しておくべきことで何かございますでしょうか。どうぞ。

土屋専門委員 公表のスケジュールが、調査実施後9カ月で速報、1年で確報となっていますが、サービス業は移り変わりが激しいと思いますので、できたところからでも出していくとか、何かそういうような工夫は。

経済産業省 大規模調査というのは、ほかの調査でも、速報が大体1年以内ということで今やらせていただいているのではないかと考えているのですが、我々は、特サビ実態を9カ月、実は、これもかなり早めたつもりであります。そういう意味があって、今回、御案内のとおり、業種も拡充させていただいておりますし、今後、少し調査を実施していく中で、事務的に工夫がもし仮にできるようなものがあれば、もう少し早めということとは検討していきたいと思いますが、現

状では、恐らくこの9カ月も相当厳しいということを御理解いただければと思います。恐縮でございます。

舟岡部会長 よろしいですか。ほかに何かございますか。

なければ、これで終了しますが、次回の部会では、これまでの御議論を踏まえて、あらかじめ作成した答申案をお示しし、それについて御審議いただくことを予定しています。

そこで、部会長として皆様方にお願ひがあります。答申案の審議を効率的に進めるため、今回の議論を踏まえて、あらかじめ私の方で事務局と相談の上、答申素案を作成し、そして、事前に委員及び専門委員の皆様にも確認をお願いしたいと考えています。答申案の全体の骨格は、第1回の部会で参考資料として添付してありますが、前回の昨年の特定サービス産業実態調査の諮問を受けた答申案の構成に準ずる形で作成しようと考えています。その全体骨格に従って御議論を踏まえて答申案を作成したのものについて、後日お示しいたしますので、お気づきの点があれば、事務局まで電子メール等で御連絡をお願いしたいと思います。

いただいた御意見を踏まえて答申案を最終的に作成し、次回部会に資料として提出させていただきたいと考えていますので、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、本日の結果概要につきましては、4月13日に開催予定の統計委員会において報告いたします。

次回部会の開催日程等について、事務局から説明をお願いします。

犬伏統計審査官 次回の部会は、4月20日月曜日、15時30分から、同じ6階のこの特別会議室で開催を予定しております。

それから、資料についてですが、いつものとおり、必要な資料だけお持ち帰りいただきまして、あとは今日と同じような形で、ドッジファイルに綴じて次回にも提出させていただきます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

舟岡部会長 本日の部会の結果概要も、前回と併せて、来週開催予定の統計委員会で報告することといたします。

前回に引き続きまして、今回も時間が超過しまして、大変不手際で申し訳ありませんでした。御協力どうもありがとうございました。

以上で閉会といたします。